

はじめに

昨年、第一生命の創設者である矢野恒太氏（以下「矢野」と記載させて頂く）の足跡を調べる機会があった。その際に興味を覚えたことがいくつかあった。

第一点は、矢野がドイツ留学の後、農商務省に入り、初代保険課長として保険業法案を起草した時期、同じ農商務省においてわが国最初の社会立法と云われる工場法案が立案された時期、そして内務省でドイツ留学から帰国した後藤新平が中心となってドイツの疾病保険法を参考として起草したわが国最初の社会保険制度の疾病保険法案が中央衛生会に諮問された時期が同時期（明治 31 年）に重なるという点である。

第二点は、同時期にスタートラインに立った上記 3 法案が辿った道程は一樣ではなく、保険業法が成立し、第一生命保険相互会社の設立総会が開催されたのは数年後の明治 35 年であるのに対し、工場法案の議会提出は明治 42 年、施行は大正 5 年にずれ込み、疾病保険法案に至っては、健康保険法案に名称も改め議会を通過したのが大正 11 年、施行は関東大震災の影響もあり昭和 2 年と大幅にずれ込んでいる点である。病気やケガ、死亡などの生活上のリスクへの備えとしては似たような機能を有する生命保険と健康保険であるが、わが国における社会的な実態としては生命保険がかなり先行して存在していたことは興味深い。

第三点は、医学をバックボーンに有する矢野は、数学にも明るく、生涯を通じて市井の人々への計算の普及に努めるために「国民数表」を作成するほか、わが国独自の死亡生残表を作成して統計の向上に寄与し、日本アクチュアリー会の初代代表として保険数理の分野の先駆的な役割を担った。筆者は、それらに関連して、生命保険制度のインフラとしての統計や保険数理の理念やオペレーションは、制度化や施行の時期の面で後続となった健康保険にも果たして反映されたのだろうかという点に興味を覚えた。

本稿では、矢野の足跡をたどりながら、わが国において生命保険と健康保険が約半世紀の時間差をもってスタートした際、インフラとして重要な保険数理や統計処理などの面で両者の間にどのような接点があったのかについて、若干の考察を行ってみたい。

1 矢野の足跡

(1) 矢野の生い立ちと第一生命の設立

矢野の生い立ちや業績を、「矢野恒太傳」（矢野恒太記念会）をもとに概観してみたい。

慶応元年に備前国上道郡竹早（現：岡山市東区竹原）に生まれ、明治 22 年に第三高等学校医学部（現：岡山大学医学部）を卒業した矢野は、恩師の紹介で日本生命の審査医に就き、これが生涯の仕事、生命保険との出会いとなる。

保険の仕組みは中世イタリアの海上保険に始まり、生命保険は欧米で発展を遂げる。日本には福沢諭吉が紹介し、明治生命、日本生命などが設立されていたが、これらはいずれも株式会社の形態であった。研究熱心な矢野は生命保険全般を深く勉強し、会社に大きく貢献するが、審査医の処遇問題で対立・退社した後も生命保険の研究を深めていく中で、非営利の相互会社方式による会社設立に心血を注ぐことになる。

渡欧し、ドイツ最古の相互会社ゴータ保険会社で保険実務を習得した後、明治 31 年に農商務省に入り、初代保険課長として、相互会社方式で生命保険設立を可能とする保険業法の起草に携わる。農商務省を辞した後、第一生命保険相互会社の設立に専心し、明治 35 年には設立総会を開き、同社専務取締役役に就任して以降は、社長、会長として、長く第一生命の経営を牽引してい

くことになる。

この間、矢野は、日本人の統計に基づく死亡生残表の作成（それまでは欧米人の統計が用いられていた）や、国際アクチュアリー（保険数理）学会で議長を務めるなど、わが国の生命保険への数理・統計など科学的手法導入の面で大きく貢献した。

（２）結核予防の取組みへの貢献

当時の国民病「結核」に対する矢野の関心は深く、古くからのものであり、大正２年の日本結核予防会（北里柴三郎理事長）誕生に際しては理事に就任したが、同６年には自ら「通俗結核予防の心得」（北里柴三郎校閲）という平易な内容の小冊子を発行し、特に家庭の母親への周知にも力を入れていた。

さらに昭和１０年には、第一生命の剰余金を結核予防対策に充てるという社員総代会決議を経て、（財）保生会を設立し、東京都下の東村山に保生園（当時、東洋一のサナトリウムと云われた）や結核の健康相談所を設けた。保生会は第一生命の独力で運営されたが、同１４年に新設された結核予防会（総裁：秩父宮妃殿下）の苦境を助けるため、保生会の全施設を結核予防会に寄付し、現在の結核予防会の礎を築いた。

（３）「社会保障の先駆者」としての矢野恒太

筆者の現在の勤務先（社会福祉法人旭川荘）にある「岡山医療福祉六峰」の碑には、わが国の医療福祉の歴史に大きな足跡を残した岡山ゆかりの６氏が顕彰されているが、矢野は、「児童福祉の開拓者」石井十次や「感化教護の先駆者」留岡幸助らとともに、「社会保障の先駆者」として顕彰されている。その理由を筆者なりに考察してみた。

第一は、相互会社という、会員への利益の還元を重視する形態での第一生命の設立・健全経営を通じた、生命保険の健全な発展への多大な貢献である。第一生命の存在が、株式会社形態で運営する他社の保険料率の引き下げや被保険者の利益還元につながったことは既に検証されている。また、わが国の社会保障は、社会保険中心の仕組みといえるが、わが国最初の社会保険である健康保険法の施行は昭和２年であり、病気やケガ、死亡などの生活上のリスクをカバーする仕組みとしては、生命保険が半世紀近く先行していた事実も見逃せない。

第二は、後に制度化される健康保険や公的年金などの重要な制度的なインフラとなる保険数理（矢野は日本アクチュアリー会の初代代表）や統計（わが国独自の死亡生残表を作成）など、社会保障の分野に科学的手法を導入したことであり、社会保障制度のインフラ構築という面での貢献は大変大きいものと考えられる。

第三は、当時の国民病「結核」の予防分野で、医療福祉面の実践活動や家庭婦人等への周知を通じ貢献したことである。矢野は、医師として、また生命保険事業の経営者として、欧米諸国に比べて格段に深刻だったわが国の結核事情を何とか改善したいという強い意志を有していたものと考えられる。

ちなみに、矢野の長男である矢野一郎氏は、「国民数表」（昭和２７年発行）の序文で「父が一生の仕事として力を尽くしたものが二つある。日本初の相互主義生命保険の普及発展と、市井の人々への計算の普及であった。」と記されている。

２ 同時期にスタートラインに立った保険業法案、工場法案、健康保険法案

（１）農商務省における工場法案検討の背景と成立・試行までの道程

当時の社会状況や各法案検討の経緯を「日本医療保険制度史」（吉原健二・和田勝）をもとに振り返ってみたい。

明治３０年に官営八幡製鉄所が設立され、重工業部門の官営工場とともに、紡績、製糸等の織

維産業を中心とした近代産業が勃興し、家内工業から工場生産が主流となり、工場労働者・賃金労働者の数が増加してきたが、当時、繊維産業で働く女子労働者や年少労働者の労働環境は現在では考えられないほど過酷なものだった。

結核や脚気など健康を害する労働者が多発し、暴動・ストライキの発生、労働組合結成の動きと併行して、社会主義の研究・運動が始まり、社会主義政党が結成されたが、これに対する政府の最初の方策は、治安警察法の制定（明治33年）だった。

一方、大規模な労働争議が多発する中、力による弾圧だけではなく、労働者を保護し、労使関係の改善が必要という意見が強くなり、工場法制定の機運が高まってきた。明治31年には、農商務省が従業員50人以上の職工徒弟を使用する工場を対象とした「工場法案」を立案するが、なかなか議会提出に至らず、ようやく明治42年に工場法案の議会提出に至るが、紡績業界等の猛烈な反対により、法案を撤回せざるを得なかった。その後、明治44年、適用工場の範囲等の修正を加え、法案はようやく成立を見るが、施行されたのは大正5年である。

なお、工場法は、民間の工場労働者の保護を目的とした最初の社会立法であり、年少労働者の就業や女子労働者の夜業を禁止すると同時に、労働者の業務上の傷病や死亡についての事業主の扶助責任を定め、のちの健康保険法の前身的性格を有していた。

（2）農商務省における保険業法の制定

立案から施行まで20年近くを要した工場法とは対照的に、保険業法は立案から数年で法施行に至ったことが伺える。

そもそも、生命保険を「文明の利器」としてわが国に導入したのは米国で生命保険が果たしている大きな役割に注目した福沢諭吉と云われており、慶應義塾の教え子達が、明治生命、帝国生命、日本生命などの株式会社の生命保険会社を設立していたが、その嚆矢となる明治生命が有限会社として始まったのは明治14（1881）年であるので、わが国初の社会保険である健康保険法が施行される昭和2（1927）年から遡ること半世紀近く前から、生命保険はわが国の社会経済分野で実際に機能してきたことがわかる。

（3）健康保険法の制定に至る経緯

農商務省による工場法案の起草と同じ頃、内務省においては、ドイツ留学から帰国した後藤新平が中心となり、ドイツの疾病保険法を参考として疾病保険法案が起草され、明治31年に中央衛生会に諮問されるも否認され、疾病保険法制定の動きは影をひそめるが、明治40年頃から、民間や官営の工場や鉱山などに労働者の業務上の災害による傷病や死亡等の際の相互扶助組織として共済組合や救済基金ができ始め、その後、明治の終わりから大正にかけて、鉄道、専売、印刷、海運、陸運、林野などの官業で共済組合が設立された。

大正期に入ると、国内では米騒動が勃発し、国外ではロシア革命がおこり、わが国でも労働運動が勢いを取り戻し、大正9年に憲政会が疾病保険法案を公表したことも契機となり、翌年には健康保険法案審議のための労働保険調査会が設置され、大正11年には無修正で議会を通過し、「健康保険法」が公布された（施行準備中に関東大震災が発生したため、施行は大幅に遅れ、昭和2年からとなった）。

明治28年に渡欧するに先立ち、矢野は内務省に後藤新平を訪ねていることが文献に残っているが、その際、後藤からは、「生命保険のことだけでなく広く保険のことを学んで欲しい」という趣旨の激励を受けたと云われている。後藤の頭の中では、既に施行されていたドイツの疾病保険法はもちろん、それに続く労災保険法や障害・老齢保険法、生命保険の制度や実務のことが意識されていたのかもしれない。

3 議論

(1) ほぼ同時期に3法案の検討がスタートした社会的な背景

工場法や疾病保険法の検討がスタートした社会的背景については、各節で概観しているが、江戸時代から明治時代への移行という少し長い時間軸に着目した興味深い分析として松沢裕作氏（慶応義塾大学経済学部教授）の考察（「生きづらさの正体」（読売新聞掲載）（要旨））をご紹介します。

「江戸時代は、農業を営む百姓は村という集団に属し、都市部に住む町人は町に所属するなど、職業に応じた身分集団を作っており、身分に応じた仕事をしていれば生存保障が与えられる構造となっていた。いわば一人ひとりが村とか町という袋に分けて入れられているイメージで、領主への年貢は、「村請制」という仕組みにより村単位で納入されていた。このように社会の基礎が個人ではなく、集団で成り立っており、村請制では、村単位で収める年貢は農民が連帯責任を負い、足りない分は豊かな人が肩代わりして助け合っていた。

明治維新によりこの秩序は大きく変わり、身分制はなくなり、袋も破られ、地租改正により、村単位の年貢は個人に納入責任のある税金へと姿を変えた。身分制と引き換えに競争社会となった明治時代に設けられたのが「恤救規則」（明治7年制定）であるが、救済対象は極めて限定（障害者、70歳以上の高齢者、13歳以下の児童のいずれかで働くことが出来ずきわめて貧しく独り身であるという条件を満たす者に一定の食費を支給）されていた。」

ごく大掴みに云えば、職業に応じた身分集団の相互扶助・連帯責任による生存保障が機能していた江戸時代から、個人責任で競争社会の明治に入り、主に工業化に伴う都市労働者の劣悪な労働環境が看過できなくなった明治30年代に具体的な立案作業がスタートした3法案であるが、3法案のうち社会立法たる工場法と健康保険法の成立・施行が当時の時代状況の中では、大変困難なテーマだったことが伺える。

(2) 生活上のリスクに対応する社会システムとしての生命保険と健康保険

現在のわが国において病気やケガ、死亡などの生活上のリスクが生じた場合、まず、社会保険（健康保険、年金保険、介護保険、雇用保険等）がカバーし、カバーされない部分は社会福祉（児童福祉、障害者福祉等）が担い、公的扶助（生活保護）が最後の砦としての役割を担うというのが公的制度の基本的な枠組みと考えられる。

もちろん実際には、生活上のリスクが顕在化した場合、生命保険や個人年金等の個人ごとの備えが大きな役割を果たしているが、健康保険と生命保険はあまり関係のない別の社会システムとして意識される傾向が強いのではないかと思われる。

しかしながら、両者とも加入者がリスクをプールして、保険事故発生時の救済を行う機能は共通しており、統計データや保険数理が制度の基盤的なインフラとして重要な意味を持っている点も共通していると云えよう。

(3) 生命保険と健康保険における制度インフラ面の連続性・共通性の有無

わが国において、健康保険が施行されるより半世紀近く前に生命保険がスタートしていたことは既述のとおりだが、後発となったわが国初の公的社会保険としての健康保険の導入に際し、統計データや保険数理の考え方やオペレーションはどのように仕込まれていたのか。先行していた生命保険との連続性や共通性は果たしてあったのだろうか。

欧州に目を転じて、近代的な生命保険は、生死に関する科学的な統計制度の進歩に伴って生まれたとされ（天文学者として有名なハレーが1693年に生命表を発表）、生命表に基づく近代的な平準保険料方式を採用した保険会社のスタートが1762年の英国エクイタブルとされているので、生命保険が社会保険に大きく先行していたことは同様であることが伺える。

ちなみに、わが国が健康保険制度導入の際に参考としたドイツの疾病保険法は、1884年に施行されているが、制度の立役者とされるビスマルクのはるか以前から、商人、手工業者、鉱夫、工場労働者らによってつくられていた様々な共済組織が、仲間の病気、障害、貧困、死亡などに対応して行ってきた相互扶助の活動があり、その実体をもとに制度化が図られたことが指摘されており（土田、1997）、統計データや保険数理の制度的なインフラも共済組織からかなりの部分を引き継いだことが推測される。

わが国の健康保険の場合、明治維新による社会変革の変化が大きく、それ以前の長い歴史を有する相互扶助組織・活動との連続性は認められない。保険数理の考え方やオペレーションはどのようにして始められたのだろうか。

（4）考察

最後に筆者なりの感想めいた考察を2点申し述べて、本稿を終えることとしたい。

まず、1点目は、わが国のみならず欧米においても、近代的な生命保険が、社会保険としての健康保険よりも実社会においてはかなり先行してスタートを切っており（半世紀ないし1世紀程度）、各国において社会保険としての健康保険制度を導入する際には、先行する生命保険との関係をどう整理するかが実質的論点の一つになったのではないかという点である。

例えば、健康保険の被保険者の範囲一つを取ってみても、職種や事業所の規模で限定し、あるいは高額所得者は加入を義務付けないなど国によって違いがあるが、先行する生命保険やその他の救済制度との調整や役割分担という点も制度設計の背景にあったことが推測される。

また、同一の国においても、時代状況に応じて健康保険の加入者の範囲等はかなり変更が加えられているし、国によって社会保険と民間保険の相互関係についても違いがあることなど、今後とも、実社会における両者の役割・機能がどのように変化していくかは興味のあるテーマと考えられる。

2点目は、健康保険の導入に際し、制度のインフラとしての保険数理や統計などのインフラは先行する生命保険からどの程度引き継がれたのかという点であるが、例えば健康保険の場合、所得の額に応じて保険料を決める方式を取るのに対し、生命保険の場合は加入者のリスク度合いに応じて保険料が決まるという「給付・反対給付均等の原則」を取るといった、両者の性格の違いに起因する相違を別とすれば、日本人の生命表のデータを用いて統計処理を行うといった制度の運用実務面では、かなりの部分が参考にされたのではないかと思われる。

既述のとおり、矢野は日本人の統計に基づく死亡生残表を作成して第一生命の実務に活かしており、わが国の近代的な生命保険の確立の上で矢野の果たした役割は大きいものだったと考えられるが、このような統計の扱いをはじめ、保険数理や統計の面では、健康保険制度導入に際し、少なからず生命保険の取扱いが参考とされるとともに、少し先行していた共済組合やドイツの疾病保険のやり方も参考にされたことが推測される。

参考文献

- 土田武史（1997）「ドイツ医療保険制度の成立」勁草書房。
- 松沢裕作（2020）「生きづらさの正体」読売新聞紙（2020年5月10日）朝刊
- 矢野恒太記念会（1957）「矢野恒太傳」矢野恒太記念会
- 吉原健二・和田勝（2008）「日本医療保険制度史」東洋経済新報社